

◎海岸法 (昭和三十一年五月十二日)

沿革

昭和三年 三月三十一日号外法律第三〇号〔地すべり等防止法附則一四条による改正〕
昭和三年 三月三十一日号外法律第三〇号〔地すべり等防止法附則一四条による改正〕
昭和四年 四月二〇日号外法律第一四八号〔国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律八二条による改正〕
昭和五年 三月三十一日号外法律第一三〇号〔第一次改正〕
昭和五年 三月三十一日号外法律第四〇号〔治水特別会計法附則一四項による改正〕
昭和七年 九月一五日号外法律第一六一号〔行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律一四四条による改正〕
昭和八年 六月八日法律第九九号〔地方自治法の一部を改正する法律附則二九条による改正〕
昭和三九年 七月一〇日法律第一六八号〔河川法施行法四九条による改正〕
昭和四一年 三月二八日法律第一〇号〔第二次改正〕
昭和四二年 七月二〇日法律第七三三号〔動力炉・核燃料開発事業団法附則三一条による改正〕
昭和四四年 七月一日法律第五七号〔急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律附則六項による改正〕
昭和四五年 四月一日号外法律第一三三三号〔利率等の表示の年利建て移行に関する法律二二条による改正〕
昭和四五年 六月一日号外法律第一一一号〔許可、認可等の整理に関する法律四三三条による改正〕
昭和四七年 六月三日法律第五二二号〔公害等調整委員会設置法附則第九条による改正〕
昭和五三年 七月五日号外法律第八七号〔農林省設置法の一部を改正する法律附則二二条による改正〕
昭和五九年 八月一〇日号外法律第七一七号〔たばこ事業法等施行に伴う関係法律の整備等に関する法律四三三条による改正〕
昭和五九年 二月二五号外法律第八八号〔日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律四〇条による改正〕
昭和六〇年 五月一八日号外法律第三七号〔国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律四〇・五六条による改正〕
昭和六〇年 七月二二日号外法律第九〇号〔地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理及び合理化等に関する法律三八条による改正〕
昭和六一年 五月八日号外法律第四六号〔国の補助金等の臨時特例等に関する法律三六条による改正〕
昭和六一年 二月四日号外法律第九三三三号〔日本国有鉄道改革法等施行法二七条による改正〕
昭和六二年 九月四日号外法律第八七号〔日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律一九条による改正〕
平成 元年 四月一〇日号外法律第二二二号〔国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律三一条による改正〕
平成三年 三月三十一日号外法律第一五五号〔国の補助金等の臨時特例等に関する法律二五条による改正〕
平成五年 三月三十一日号外法律第八八号〔国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律一七条・附則四項による改正〕
平成 元年 五月二八日号外法律第五四号〔第三次改正〕
平成 元年 七月一六日号外法律第八七号〔地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律四二〇条による改正〕
平成 元年 二月二二日号外法律第一六〇号〔中央省庁等改革関係法施行法一〇一条による改正〕
平成 元年 五月一九日号外法律第七八号〔漁港法の一部を改正する法律附則二二条による改正〕
平成 元年 六月二九日号外法律第九二二号〔漁港法の一部を改正する法律附則一七条による改正〕
平成 元年 八月八日号外法律第一号〔日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律六七条による改正〕

目次

第一章 総則 (第一条―第四条)

第二章 海岸保全区域に関する管理 (第五条―第二十四条)

第三章 海岸保全区域に関する費用 (第二十五条―第三十七条)

第三章の二 海岸保全区域に関する管理等の特例 (第三十七条の二)

第三章の三 一般公共海岸区域に関する管理及び費用 (第三十七条の三―第三十七条の八)

第四章 雑則 (第三十八条―第四十条の五)

第五章 罰則 (第四十一条―第四十三条)

附則

◎旧海岸法 (昭和三十一年五月十二日)

沿革

昭和三年 三月三十一日号外法律第三〇号〔地すべり等防止法附則一四条による改正〕
昭和三年 三月三十一日号外法律第三〇号〔地すべり等防止法附則一四条による改正〕
昭和四年 四月二〇日号外法律第一四八号〔国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律八二条による改正〕
昭和五年 三月三十一日号外法律第一三〇号〔第一次改正〕
昭和五年 三月三十一日号外法律第四〇号〔治水特別会計法附則一四項による改正〕
昭和七年 九月一五日号外法律第一六一号〔行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律一四四条による改正〕
昭和八年 六月八日法律第九九号〔地方自治法の一部を改正する法律附則二九条による改正〕
昭和三九年 七月一〇日法律第一六八号〔河川法施行法四九条による改正〕
昭和四一年 三月二八日法律第一〇号〔第二次改正〕
昭和四二年 七月二〇日法律第七三三号〔動力炉・核燃料開発事業団法附則三一条による改正〕
昭和四四年 七月一日法律第五七号〔急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律附則六項による改正〕
昭和四五年 四月一日号外法律第一三三三号〔利率等の表示の年利建て移行に関する法律二二条による改正〕
昭和四五年 六月一日号外法律第一一一号〔許可、認可等の整理に関する法律四三三条による改正〕
昭和四七年 六月三日法律第五二二号〔公害等調整委員会設置法附則第九条による改正〕
昭和五三年 七月五日号外法律第八七号〔農林省設置法の一部を改正する法律附則二二条による改正〕
昭和五九年 八月一〇日号外法律第七一七号〔たばこ事業法等施行に伴う関係法律の整備等に関する法律四三三条による改正〕
昭和五九年 二月二五号外法律第八八号〔日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律四〇条による改正〕
昭和六〇年 五月一八日号外法律第三七号〔国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律四〇・五六条による改正〕
昭和六〇年 七月二二日号外法律第九〇号〔地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理及び合理化等に関する法律三八条による改正〕
昭和六一年 五月八日号外法律第四六号〔国の補助金等の臨時特例等に関する法律三六条による改正〕
昭和六一年 二月四日号外法律第九三三三号〔日本国有鉄道改革法等施行法二七条による改正〕
昭和六二年 九月四日号外法律第八七号〔日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律一九条による改正〕
平成 元年 四月一〇日号外法律第二二二号〔国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律三一条による改正〕
平成三年 三月三十一日号外法律第一五五号〔国の補助金等の臨時特例等に関する法律二五条による改正〕
平成五年 三月三十一日号外法律第八八号〔国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律一七条・附則四項による改正〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。

*本条…一部改正（平成十一年五月法律五四号）

(定義)

第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限る。）その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいう。

2 この法律において、「公共海岸」とは、国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（他の法令の規定により施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面をいい、「一般公共海岸区域」とは、公共海岸の区域のうち第三条の規定により指定される海岸保全区域以外の区域をいう。

3 この法律において「海岸管理者」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域及び一般公共海岸区域（以下「海岸保全区域等」という。）について第五条第一項から第四項まで及び第三十七条の二第一項並びに第三十七条の三第一項から第三項までの規定によりその管理を行うべき者をいう。

*一項…一部改正・二項…追加・旧二項…一部改正し三項に繰下（平成十一年五月法律五四号）、二項…一部改正（平成十一年七月法律八七号）

※委任…二項第一の「主務省令」『本法施行規則』一条、二項第二の「主務省令」『同一条の二第一項・二項

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もつて国土の保全に資することを目的とする。

第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいう。

2 この法律において「海岸管理者」とは、次条の規定により指定される海岸保全区域について第五条第一項から第四項まで（「海岸管理者」の規定によりその管理を行うべき者をいう）。

※註…「海岸保全区域の指定」『法三、「海岸保全施設の築造の基準」『法一四、「海岸保全施設の整備基本計画」『法三三

(海岸保全基本方針)

- 第二条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（以下「海岸保全基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 主務大臣は、海岸保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 主務大臣は、海岸保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、海岸保全基本方針の変更について準用する。

※本条…追加〔平成二十一年五月法律五四号〕

※委任…一項の「政令」Ⅱ《本法施行令》一条

(海岸保全基本計画)

- 第二条の三 都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画（以下「海岸保全基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ海岸に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとするときは、あらかじめ関係市町村長及び関係海岸管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、海岸保全基本計画のうち、海岸保全施設の整備に関する事項で政令で定めるものについては、関係海岸管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。
- 5 関係海岸管理者は、前項の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 7 第二項から前項までの規定は、海岸保全基本計画の変更について準用する。

※本条…追加〔平成二十一年五月法律五四号〕

※委任…一項の「政令」Ⅱ《本法施行令》一条の二、四項の「政令」

Ⅱ同一条の二

（海岸保全区域の指定）

第三条 都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。ただし、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地又は森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林（同法第二十五条の二第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定による保安林を除く。以下次項において「保安林」という。）若しくは同法第四十一条の規定による保安施設地区（以下次項において「保安施設地区」という。）については、指定することができない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定にかかわらず、海岸の防護上特別の必要があると認めるときは、保安林又は保安施設地区の全部又は一部を、農林水産大臣（森林法第二十五条の二の規定により都道府県知事が指定した保安林については、当該保安林を指定した都道府県知事）に協議して、海岸保全区域として指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、陸地においては満潮時（指定の日の属する年の春分の日における満潮時をいう。）の水際線から水面においては干潮時（指定の日の属する年の春分の日における干潮時をいう。）の水際線からそれぞれ五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ五十メートルをこえて指定することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により海岸保全区域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、当該海岸保全区域を公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

5 海岸保全区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

* 一項…一部改正（昭和三十九年七月法律一六八号）、二項…一部改正（昭和五三年七月法律八七号・六〇年七月九〇号）、一・二項…一部改正（平成十一年五月法律五四号・七月八七号）
※委任…四項の「主務省令」『本法施行規則』一条の二第三項

（海岸保全区域の指定）

第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。ただし、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項（河川の定義）に規定する河川の河川区域、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条（指定土地）の規定により指定された土地又は森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項（保安林の指定）の規定による保安林（以下次項において「保安林」という。）若しくは同法第四十一条（保安施設地区の指定）の規定による保安施設地区（以下次項において「保安施設地区」という。）については、指定することができない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定にかかわらず、海岸の保全上特別の必要があると認めるときは、保安林又は保安施設地区の全部又は一部を、農林水産大臣（森林法第四十条第一項の規定により委任された都道府県知事が指定した保安林については、当該保安林を指定した都道府県知事）に協議して、海岸保全区域として指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、陸地においては満潮時（指定の日の属する年の春分の日における満潮時をいう。）の水際線から水面においては干潮時（指定の日の属する年の春分の日における干潮時をいう。）の水際線からそれぞれ五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ五十メートルをこえて指定することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により海岸保全区域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、当該海岸保全区域を公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

5 海岸保全区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

* 一項…一部改正（昭和三十九年七月法律一六八号）、二項…一部改正（昭和五三年七月法律八七号・六〇年七月九〇号）
※註…四項の「主務省令」『規則一〇、指定についての協議』『法四、海岸保全区域台帳』『法二四

(指定についての協議)

第四条 都道府県知事は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域（以下「港湾区域」という。）、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域（以下「港湾隣接地域」という。）、若しくは同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域（以下「公告水域」という。）、又は漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）、の全部又は一部を海岸保全区域として指定しようとするときは、港湾区域又は港湾隣接地域については港湾管理者に、公告水域については公告水域を管理する都道府県知事に、漁港区域については漁港管理者に協議しなければならない。

2 港湾管理者が港湾区域について前項の規定による協議に応じようとする場合において、当該港湾が港湾法第二条第二項に規定する重要港湾であるときは、港湾管理者は、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。

* 一 項：一部改正（昭和五三年七月法律八七号）、二 項：一部改正（昭和六〇年七月法律九〇号）、一・二 項：一部改正（平成十一年七月法律八七号）、二 項：一部改正（平成十一年二月法律一六〇号）、一 項：一部改正（平成二十二年五月法律七八号・一三年六月九二号）

(指定についての協議)

第四条 都道府県知事は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項（港湾区域の定義）に規定する港湾区域（以下「港湾区域」という。）、同法第三十七条第一項（港湾区域又は港湾隣接地域内の工事等の許可）に規定する港湾隣接地域（以下「港湾隣接地域」という。）、若しくは同法第五十六条第一項（港湾区域の定めない港湾）の規定により都道府県知事が公告した水域（以下「公告水域」という。）、又は漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第五条第一項（漁港の指定）の規定による農林水産大臣が指定した漁港の区域（以下「漁港区域」という。）、の全部又は一部を海岸保全区域として指定しようとするときは、それぞれ港湾管理者、港湾管理者の長若しくは公告水域を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。

2 港湾管理者が前項の規定による協議に応じようとする場合において、当該港湾が港湾法第二条第二項（重要港湾及び地方港湾の定義）に規定する重要港湾であるときは、港湾管理者は、あらかじめ運輸大臣の同意を得なければならない。

* 一 項：一部改正（昭和五三年七月法律八七号）、二 項：一部改正（昭和六〇年七月法律九〇号）

第二章 海岸保全区域に関する管理

(管理)

第五条 海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適當であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が指定したものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、海岸保全区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域とが重複して存するときは、その重複する部分については、当該港湾区域若しくは港湾隣接地域の港湾管理者の長又は当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長が管理することが適當であると認められ、かつ、都道府県知事と当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長とが協議して定める区域については、当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

5 前四項の規定にかかわらず、海岸管理者を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の海岸管理者が管理することが適當であると認められるものがある場合において、第四十条第二項の規定による関係主務大臣の協議が成立したときは、当該協議に基づきその管理を所掌する主務大臣の監督を受ける海岸管理者がその管理を行うものとする。

6 市町村の長は、海岸管理者との協議に基づき、政令で定めるところにより、当該市町村の区域に存する海岸保全区域の管理の一部を行うことができる。

7 都道府県知事は、第二項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該市町村長の意見をきかなければならない。

8 都道府県知事は、第二項の規定により指定をするとき、又は第四項の規定により協議して区域を定めるときは、主務省令で定めるところにより、これを公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

9 市町村長は、第六項の規定により協議して海岸保全区域の管理を行うときは、主務省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

第二章 海岸保全区域に関する管理

(海岸管理者)

第五条 海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適當であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が指定したものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、海岸保全区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域とが重複して存するときは、その重複する部分については、当該港湾区域若しくは港湾隣接地域の港湾管理者の長又は当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長が管理することが適當であると認められ、かつ、都道府県知事と当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長とが協議して定める区域については、当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

5 前四項の規定にかかわらず、海岸管理者を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の海岸管理者が管理することが適當であると認められるものがある場合において、第四十条第二項（関係主務大臣の協議による管理の所掌の方法の決定）の規定による関係主務大臣の協議が成立したときは、当該協議に基づきその管理を所掌する主務大臣の監督を受ける海岸管理者がその管理を行うものとする。

6 都道府県知事は、第二項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該市町村長の意見をきかなければならない。

7 都道府県知事は、第二項の規定により指定をするとき、又は第四項の規定により協議して区域を定めるときは、主務省令で定めるところにより、これを公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

8 第二項に規定する指定及び第四項に規定する協議は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

※二項：一部改正（昭和六〇年七月法律九〇号）

※註：七項の「主務省令」〓規則一〇、「海岸保全区域の管理に要する費用の負担原則」〓法二五、「海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に要する費用の一部負担」〓法二七、

「主務大臣」〓法四〇①、「関係主務大臣の協議の内容の公示」〓法四〇③、「経過規定」〓法附則三

10 第二項に規定する指定並びに第四項及び第六項に規定する協議は、前二項の公示によつてその効力を生ずる。

※二項…一部改正（昭和六〇年七月法律九〇号）、見出…全部改正・六・九項…追加・旧八項…一部改正し一〇項に繰下・旧六・七項…一項ずつ繰下（平成二一年五月法律五四号）
※委任…六項の「政令」〓《本法施行令》一条の四、八・九項の「主務省令」〓《本法施行規則》一条の二第三項

（主務大臣の直轄工事）

第六条 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代つて自ら当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該海岸管理者の意見をきかなければならない。

- 一 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事の規模が著しく大であるとき。
- 二 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事が高度の技術を必要とするとき。
- 三 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事が都府県の区域の境界に係るとき。

2 主務大臣は、前項の規定により海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、海岸管理者に代つてその権限を行うものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

※一―三項…一部改正（昭和三五年三月法律一三三号）
※委任…二項の「政令」〓《本法施行令》一条の五、三項の「主務省令」〓《本法施行規則》二条

（主務大臣の直轄工事）

第六条 主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代つて自ら当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該海岸管理者の意見をきかなければならない。

- 一 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事の規模が著しく大であるとき。
- 二 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事が高度の技術を必要とするとき。
- 三 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事が都府県の区域の境界に係るとき。

2 主務大臣は、前項の規定により海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、海岸管理者に代つてその権限を行うものとする。

3 主務大臣は、第一項の規定により海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

※一―三項…一部改正（昭和三五年三月法律一三三号）
※註…二項の「政令」〓本法施行令一条、三項の「主務省令」〓本法施行規則二条、「主務大臣」〓法四〇①、「主務大臣の直轄工事に要する費用」〓法二六、「権限の委任」〓法四〇の二・令一

四

(海岸保全区域の占用)

第七条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第九条及び第十二条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

*一・二項：一部改正・三項：削除（平成十一年五月法律五四号）

※委任：一項の「主務省令」Ⅱ（本法施行規則）三条

※罰則：一項関係Ⅱ（本法）四一条一号・四三条

(海岸保全区域における行為の制限)

第八条 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。
- 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
- 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

2 前条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

*一・二項：一部改正（平成十一年五月法律五四号）、一項：一部改正（平成十一年二月法律一六〇号）

※委任：一項各号列記以外の部分の「主務省令」Ⅱ（本法施行規則）

四条、一項ただし書の「政令」Ⅱ（本法施行令）二条、一項三号の「政令」Ⅱ同三条

※罰則：一項関係Ⅱ（本法）四一条二号・四三条

(海岸保全区域の占用)

第七条 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（水面及び海岸管理者以外の者がその権原に基き管理する土地（以下次条及び第十一条（占用料及び土石採取料）において「他の土地」という。）を除く。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第九条（経過措置）及び第十二条（監督処分及び損失補償）において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。

3 海岸管理者は、第一項の許可に海岸の保全上必要な条件を附することができる。

※註：一項の「主務省令」Ⅱ規則三、「経過措置」Ⅱ法九、「許可の特例」Ⅱ法一〇、「占用料」Ⅱ法一一、「罰則」Ⅱ法四一

(海岸保全区域における行為の制限)

第八条 海岸保全区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。
- 二 水面若しくは他の土地に他の施設等を新設し、又は水面若しくは他の土地にある他の施設等を改築すること。
- 三 土地の掘さく、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

※註：一項ただし書及び一項三号の「政令」Ⅱ施行令二・三、一項各号列記以外の部分の「主務省令」Ⅱ規則四、「経過措置」Ⅱ法九、「許可の特例」Ⅱ法一〇、「土石採取料」Ⅱ法一一、「罰則」Ⅱ法四一

第八条の二 何人も、海岸保全区域（第二号から第四号までにあつては、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物（第十六条及び第三十一条において「海岸保全施設等」という。）を損傷し、又は汚損すること。

二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。

三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。

四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

2 海岸管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

*本条…追加〔平成〕一年五月法律五四号〕

※委任…「二」の「主務省令」〓〔本法施行規則〕四条の三、二項の「主務省令」〓同四条の五、一項四号の「政令」〓〔本法施行令〕三条の二

※罰則…「一」項関係〓〔本法〕四一条三号・四一条一号・四三条

（経過措置）

第九条 第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に当該海岸保全区域内において権原に基づき他の施設等を設置（工事中の場合を含む。）している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。当該指定の際現に当該指定に係る海岸保全区域内において権原に基づき第八条第一項第一号及び第三号に掲げる行為を行っている者についても、同様とする。

*本条…一部改正〔平成〕一年五月法律五四号〕

（経過措置）

第九条 第三条（海岸保全区域の指定）の規定による海岸保全区域の指定の際現に当該海岸保全区域内において権原に基づき他の施設等を設置（工事中の場合を含む。）している者は、従前と同様の条件により、当該他の施設等の設置について第七条第一項（海岸保全区域の占用の許可）又は前条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に当該海岸保全区域内において権原に基づき前条第一項第一号及び第三号に掲げる行為を行っている者についても、同様とする。

※註…「他の施設等」〓法七①

(許可の特例)

第十条 港湾法第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けることを要しない。

2 国又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下同じ。）が第七条第一項の規定による占用又は第八条第一項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめ海岸管理者に協議することをもつて足りる。

*二項…一部改正（昭和四二年七月法律七三号・五九年八月七一号・
一二月八七号・六一年一二月九三号）

(占用料及び土石採取料)

第十一条 海岸管理者は、主務省令で定める基準に従い、第七条第一項又は第八条第一項第一号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。ただし、公共海岸の土地以外の土地における土石の採取については、土石採取料を徴収することができない。

*本条…一部改正（平成二一年五月法律五四号）
※委任…「主務省令」Ⅱ（本法施行規則）五条

(監督処分)

第十二条 海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却（第八条の二第一項第三号に規定する放置された物件の除却を含む。）、他の施設等により生ずべき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

- 一 第七条第一項、第八条第一項又は第八条の二第一項の規定に違反した者
 - 二 第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者
 - 三 偽りその他不正な手段により第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けた者
- 2 海岸管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(許可の特例)

第十条 港湾法第三十七条第一項（港湾区域又は港湾隣接区域内の工事等の許可）又は第五十六条第一項（港湾区域の定めない港湾の公告水域の占用等の許可）の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第七条第一項（海岸保全区域の占用の許可）又は第八条第一項（海岸保全区域における一定行為の許可）の規定による許可を受けることを要しない。

2 国又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下同じ。）が第七条第一項の規定による占用又は第八条第一項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめ海岸管理者に協議することをもつて足りる。

*二項…一部改正（昭和四二年七月法律七三号・五九年八月七一号・
五九年一二月八七号・六一年一二月九三号）
※註…「港湾区域内の工事等の許可」Ⅱ港湾法三七、「港湾区域の定めない港湾」Ⅱ港湾法五六

(占用料及び土石採取料)

第十一条 海岸管理者は、主務省令で定める基準に従い、第七条第一項（海岸保全区域の占用の許可）又は第八条第一項（海岸保全区域における一定行為の許可）第一号の規定による許可を受けた者から占用料又は土石採取料を徴収することができる。ただし、他の土地における土石の採取については、土石採取料を徴収することができない。

※註…「主務省令」Ⅱ規則五、「他の土地」Ⅱ法七〇

(監督処分及び損失補償)

第十二条 海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

- 一 第七条第一項（海岸保全区域の占用の許可）又は第八条第一項（海岸保全区域における行為の許可）の規定に違反した者
 - 二 第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可に附した条件に違反した者
 - 三 偽りその他不正な手段により第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けた者
- 2 海岸管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、第七条第一項又は第八条第一項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 一 海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- 二 海岸の保全上著しい支障が生じたとき。
- 三 海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、海岸管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、海岸管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 4 海岸管理者は、前項の規定により他の施設等（除却を命じた第一項の物件を含む。以下この条において同じ。）を除却し、又は除却させたときは、当該他の施設等を保管しなければならない。
- 5 海岸管理者は、前項の規定により他の施設等を保管したときは、当該他の施設等の所有者、占有者その他当該他の施設等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該他の施設等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
- 6 海岸管理者は、第四項の規定により保管した他の施設等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該他の施設等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該他の施設等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該他の施設等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- 7 海岸管理者は、前項の規定による他の施設等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該他の施設等を廃棄することができる。
- 8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 9 第三項から第六項までに規定する他の施設等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該他の施設等の返還を受けるべき所有者等その他の第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

- 一 海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- 二 海岸の保全上著しい支障が生じたとき。
- 三 海岸の保全上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 3 海岸管理者は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 4 前項の規定による損失の補償については、海岸管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条（損失補償の裁決手続）の規定による裁決を申請することができる。
- 6 海岸管理者は、第三項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

※註…五項の「政令」…令四、「損失の補償の裁決申請書の様式」…規則七

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した他の施設等（第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該他の施設等の所有権は、主務大臣が保管する他の施設等にあつては国、都道府県知事が保管する他の施設等にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、市町村長が保管する他の施設等にあつては当該市町村長が統括する市町村に帰属する。

*見出・三―六項…全部改正・一項…一部改正・七―一〇項…追加
〔平成一一年五月法律五四号〕

※委任…五項第一の「政令」Ⅱ《本法施行令》三条の四、五項第二の「政令」Ⅱ同三条の三、六項第一の「政令」Ⅱ同三条の五、六項第二の「政令」Ⅱ同三条の六・三条の七

（損失補償）

第十二条の二 海岸管理者は、前条第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、海岸管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

4 海岸管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

*本条…追加〔平成一一年五月法律五四号〕

※委任…三項の「政令」Ⅱ《本法施行令》四条

（緊急時における主務大臣の指示）

第十二条の三 主務大臣は、津波、高潮等の発生のおそれがあり、海岸の防護のため緊急の措置をとる必要があると認めるときは、海岸管理者に対し、第十二条第一項又は第二項の規定による処分又は命令を行うことを指示することができる。

*本条…追加〔平成一一年七月法律八七号〕

（海岸管理者以外の者の施行する工事）

第十三条 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならない。ただし、第六条第一項の規定による場合は、この限りでない。

2 第十条第二項に規定する者は、前項本文の規定にかかわらず、海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者に協議することをもつて足りる。

*三項…削除〔平成〕一年五月法律五四号〕

（技術上の基準）

第十四条 海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、侵食の状態その他海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

2 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、海岸環境の保全、海岸及びその近傍の土地の利用状況並びに船舶の運航及び船舶による衝撃を考慮して定めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、主要な海岸保全施設の形状、構造及び位置について、海岸の保全上必要とされる技術上の基準は、主務省令で定める。

*見出…二・三項…全部改正・四項…削除〔平成〕一年五月法律五四号〕

※委任…三項の「主務省令」Ⅱ〔海岸保全施設の技術上の基準を定める省令〕

（海岸管理者以外の者の施行する工事）

第十三条 海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならない。ただし、第六条第一項（主務大臣の直轄工事）の規定による場合は、この限りでない。

2 第十条第二項（国、国鉄又は地方公共団体等に係る許可の特例）に規定する者は、前項本文の規定にかかわらず、海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者に協議することをもつて足りる。

3 海岸管理者は、第一項本文の承認に海岸の保全上必要な条件を附することができる。

※註…「海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に関する監督」

Ⅱ法二〇・二一

（築造の基準）

第十四条 海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、侵食の状態その他海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

2 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 堤防及び護岸については、

イ 高さは、異常高潮位、波高、碎波の状況等を考慮して定めること。

ロ のりこう配及び堤防の天ば幅は、堤体の形式及び地盤並びに使用材料の種類及び性質を考慮して定めること。

ハ 堤防又は護岸の表のりは、波力に耐え、海水その他による侵食及びま耗並びに表のり背面の土砂の流失を防止しうる構造とすること。

二 状況により、堤防及び護岸の表のりには波返工を設け、波の洗掘力に耐えるように充分に根入れをし、又はこれに根固工若しくは波力を減殺する施設を設け、堤防及び護岸の天ばには被覆工を施し、かつ、排水こうを設け、堤防の裏のりには被覆工、のり尻保護工、根留工若しくは水たたき工を施し、又は潮遊びを施すこと。

二 胸壁については、前号に定めるところに準ずること。

三 突堤については、潮流、潮位、風速、風向、漂砂、波高、波向等を考慮して定めること。

(兼用工作物の工事の施行)

第十五条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設が道路、水門、物揚場その他の施設又は工作物（以下これを「他の工作物」と総称する。）の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議によりその者に当該海岸保全施設に関する工事を施行させ、又は当該海岸保全施設を維持させることができる。

(工事原因者の工事の施行等)

第十六条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設等に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は海岸保全施設等に関する工事若しくは海岸保全施設等の維持（海岸保全区域内の公共海岸の維持を含む。以下この項及び第三十一条第一項において同じ。）の必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じたその管理する海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を当該他の工事の施行者又は他の行為の行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事（河川法第三条第一項に規定する河川の河川工事という。以下同じ。）、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）に関する工事、地すべり防止工事（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止工事という。以下同じ。）又は急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止工事をいう。以下同じ。）であるときは、当該海岸保全施設等に関する工事については、河川法第十九条、道路法第二十三条第一項、地すべり等防止法第十五条第一項又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十六条第一項の規定を適用する。

*二項…全部改正（昭和三十三年三月法律三〇号）、一部改正（昭和三十三年七月法律一六八号・四十四年七月五七号）、見出…二項…一部改正（平成二十一年五月法律五四号）

3 海岸保全施設には、近傍の土地の利用状況により、ひ門、ひ管、陸こう、えい船道その他排水又は通行のための設備を設けなければならない。

4 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、状況により、船舶の運航及び船舶による衝撃を考慮して定めなければならない。

(兼用工作物の工事の施行)

第十五条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設が道路、水門、物揚場その他の施設又は工作物（以下これを「他の工作物」と総称する。）の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議によりその者に当該海岸保全施設に関する工事を施行させ、又は当該海岸保全施設を維持させることができる。

※註…「兼用工作物の費用」Ⅱ法三〇

(工事原因者の工事の施行)

第十六条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設等に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は海岸保全施設等に関する工事の必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じたその管理する海岸保全施設等に関する工事を当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事（河川法第三条第一項（河川の定義）に規定する河川の河川工事という。以下同じ。）、道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）に関する工事、地すべり防止工事（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止工事をいう。以下同じ。）又は急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止工事をいう。以下同じ。）であるときは、当該海岸保全施設に関する工事については、河川法第十九条（附帯工事の施行）、道路法第二十三条第一項（附帯工事の道路管理者による施行）、地すべり等防止法第十五条第一項（附帯工事の都道府県知事による施行）又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第十六条第一項（附帯工事の都道府県による施行）の規定を適用する。

*二項…全部改正（昭和三十三年三月法律三〇号）、一部改正（昭和三十三年七月法律一六八号・四十四年七月五七号）

※註…「原因者負担金」Ⅱ法三二

(附帯工事の施行)

第十七条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事又はその管理する海岸保全施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事をその海岸保全施設に関する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事（砂防法による砂防工事という。以下同じ。）又は地すべり防止工事であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十八条、道路法第二十二条第一項、砂防法第八条又は地すべり等防止法第十四条第一項の規定を適用する。

*二項：全部改正（昭和三十三年三月法律三〇号）、一部改正（昭和三十三年七月法律一六八号）

(土地等の立入及び一時使用並びに損失補償)

第十八条 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。

3 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入つてはならない。

4 第一項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

6 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

(附帯工事の施行)

第十七条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事又はその管理する海岸保全施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事をその海岸保全施設に関する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事（砂防法による砂防工事という。以下同じ。）又は地すべり防止工事であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十八条（工事原因者の工事の施行）、道路法第二十二条第一項（工事原因者に対する工事施行命令）、砂防法第八条（原因行為者による砂防工事の施行）又は地すべり等防止法第十四条第一項（工事原因者による地すべり防止工事の施行）の規定を適用する。

*二項：全部改正（昭和三十三年三月法律三〇号）、一部改正（昭和三十三年七月法律一六八号）

※註：「附帯工事に要する費用」 Ⅱ法三三

(土地等の立入及び一時使用並びに損失補償)

第十八条 海岸管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、海岸保全区域に関する調査若しくは測量又は海岸保全施設に関する工事のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめその占有者に通知して、他人の占有する土地若しくは水面に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、通知することを要しない。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地又は水面の占有者に告げなければならない。

3 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地又は水面に立ち入つてはならない。

4 第一項の規定により土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

6 土地又は水面の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

7 海岸管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

9 第四項の規定による証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

*八項…一部改正（平成一一年五月法律五四号）

※委任…八項で準用する一二条の二第三項の「政令」〓《本法施行令》四條、九項の「主務省令」〓《本法施行規則》六條一項

※罰則…六項關係〓《本法》四二條二號・四三條

（海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償）

第十九条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合を除き、海岸管理者が海岸保全施設を新設し、又は改良したことにより、当該海岸保全施設に面する土地又は水面について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、海岸管理者は、これらの工事をするを必要とする者（以下この条において、「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、海岸管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、海岸管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、海岸保全施設に關する工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、海岸管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

※委任…四項の「政令」〓《本法施行令》四條

7 海岸管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 第十二条第四項（損失補償についての協議）及び第五項（協議不調の場合の見積金額の支払及び収用委員会への裁決の申請）の規定は、前項の場合について準用する。

9 第四項の規定による証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

※註…八項で準用する一二条五項の「政令」〓令四、九項の「主務省令」〓規則六①

（海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償）

第十九条 土地収用法第九十三条第一項（収用し、又は使用する土地以外の土地に關する損失補償）の規定による場合を除き、海岸管理者が海岸保全施設を新設し、又は改良したことにより、当該海岸保全施設に面する土地又は水面について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、海岸管理者は、これらの工事をするを必要とする者（以下この条において「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、海岸管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、海岸管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、海岸保全施設に關する工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、海岸管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、海岸管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条（損失補償の裁決手続）の規定による裁決を申請することができる。

※註…四項の「政令」〓令四

（海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に関する監督）

- 第二十条 海岸管理者は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に当該海岸保全施設に立ち入り、これを検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 第二項の規定による証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

※委任：四項の「主務省令」『《本法施行規則》六条二項
※罰則：一項関係『《本法》四二条三号・四号・四三条

- 第二十一条 海岸管理者は、海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設が次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が第十四条の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

- 一 第十三条第一項本文の規定に違反して工事が施行されたとき。
- 二 第十三条第一項本文の規定による承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。
- 三 偽りその他不正な手段により第十三条第一項本文の承認を受けて工事が施行されたとき。
- 2 海岸管理者は、海岸保全施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該海岸保全施設が第十四条の規定に適合しなくなり、かつ、海岸の保全上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。

- 3 海岸管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 4 第十二条の二第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

- 5 前三項の規定は、第十条第二項に規定する者の管理する海岸保全施設については、適用しない。

*四項…一部改正（平成一一年五月法律五四号）
※委任：四項で準用する「二条の二第三項の「政令」」『《本法施行令》四条

（海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設に関する監督）

- 第二十条 海岸管理者は、その職務の執行に関し必要があると認めるときは、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者に当該海岸保全施設に立ち入り、これを検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 第二項の規定による証明書の様式その他証明書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

※註：四項の「主務省令」『規則六②、「罰則」』法四二・三

- 第二十一条 海岸管理者は、海岸管理者以外の者の管理する海岸保全施設が次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が第十四条（築造の基準）の規定に適合しないときは、その管理者に対し改良、補修その他当該海岸保全施設の管理につき必要な措置を命ずることができる。

- 一 第十三条第一項本文（海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画の承認）の規定に違反して工事が施行されたとき。
- 二 第十三条第一項本文の規定による承認に附した条件に違反して工事が施行されたとき。
- 三 偽りその他不正な手段により第十三条第一項本文の承認を受けて工事が施行されたとき。
- 2 海岸管理者は、海岸保全施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該海岸保全施設が第十四条の規定に適合しなくなり、かつ、海岸の保全上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。

- 3 海岸管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 4 第十二条第四項（損失補償についての協議）及び第五項（協議不調の場合の見積金額の支払及び取用委員会への裁決の申請）の規定は、前項の場合について準用する。

- 5 前三項の規定は、第十条第二項（国、国鉄及び地方公共団体に係る許可の特例）に規定する者の管理する海岸保全施設については、適用しない。

※註：四項で準用する「二条五項の「政令」」『令四

（漁業権の取消等及び損失補償）

第二十二條 都道府県知事は、海岸管理者の申請があつた場合において、海岸保全施設に関する工事を行うため特に必要があるときは、海岸保全区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命じなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による漁業権の取消、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

3 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第七項から第十五項まで（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第十項、第十一項及び第十三項中「都道府県」とあるのは「海岸管理者」と読み替へるものとする。

※三項…一部改正（平成十一年七月法律八七号）

第二十三條 削除

※本条…削除（平成十一年五月法律五四号）

（海岸保全区域台帳）

第二十四條 海岸管理者は、海岸保全区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 海岸管理者は、海岸保全区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3 海岸保全区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。

※委任…三項の「主務省令」Ⅱ（本法施行規則）八条

（漁業権の取消等及び損失補償）

第二十二條 都道府県知事は、海岸管理者の申請があつた場合において、海岸保全施設に関する工事を行うため特に必要があるときは、海岸保全区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命じなければならない。

2 海岸管理者は、前項の規定による漁業権の取消、変更又はその行使の停止によつて生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならない。

3 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十九条第六項から第十四項まで（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第九項中「国」とあり、同条第十項中「政府」とあり、又は同条第十二項中「都道府県知事」とあるのは、「海岸管理者」と読み替へるものとする。

（海岸保全施設の整備基本計画）

第二十三條 都道府県知事は、政令で定めるところにより、海岸保全施設の整備に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを変更したときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定による基本計画を作成しようとするときは、関係海岸管理者に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※註…一項の「政令」Ⅱ令五

（海岸保全区域台帳）

第二十四條 海岸管理者は、海岸保全区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 海岸管理者は、海岸保全区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3 海岸保全区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。

※註…三項の「主務省令」Ⅱ規則八、「海岸保全区域の指定」Ⅱ法三

第三章 海岸保全区域に関する費用

(海岸保全区域の管理に要する費用の負担原則)

第二十五条 海岸管理者が海岸保全区域を管理するため
に要する費用は、この法律及び公共土木施設災害
復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七
号）並びに他の法律に特別の規定がある場合を除き、
当該海岸管理者の属する地方公共団体の負担とする。
ただし、第五条第六項の規定により市町村長が行う
海岸保全区域の管理に要する費用は、当該市町村長
が統括する市町村の負担とする。

*本条…一部改正（平成二十一年五月法律五四号）

※参照：「他の法律」Ⅱ《臨時石炭鉱害復旧法、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律》等

(主務大臣の直轄工事に要する費用)

第二十六条 第六条第一項の規定により主務大臣が施行する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に要する費用は、国がその三分の二を、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその三分の一を負担するものとする。

2 前項の場合において、当該海岸保全施設の新設又は改良によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、主務大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該海岸保全施設を管理する海岸管理者の属する地方公共団体の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

3 前項の規定により主務大臣が著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県の意見をきかなければならない。

*一項…一部改正（昭和三十五年三月法律一三号・四一年三月一〇号、平成五年三月八号）

※委任：二項の「政令」Ⅱ《本法施行令》七条

(海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に要する費用の一部負担)

第二十七条 海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で政令で定めるものに要する費用は、政令で定めるところにより国がその一部を負担するものとする。

2 海岸管理者は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

3 主務大臣は、前項の承認をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額をこえない範囲内ではない。

第三章 海岸保全区域に関する費用

(海岸保全区域の管理に要する費用の負担原則)

第二十五条 海岸管理者が海岸保全区域を管理するため
に要する費用は、この法律及び公共土木施設災害
復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七
号）並びに他の法律に特別の規定がある場合を除き、
当該海岸管理者の属する地方公共団体の負担とする。

※註：「他の法律」Ⅱ《臨時石炭鉱害復旧法、新産業都市建設及び工業

整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等、「海岸保全区域の管理」Ⅱ法五

(主務大臣の直轄工事に要する費用)

第二十六条 第六条第一項（主務大臣の直轄工事）の規定により主務大臣が施行する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に要する費用は、国がその三分の二を、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその三分の一を負担するものとする。

2 前項の場合において、当該海岸保全施設の新設又は改良によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、主務大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該海岸保全施設を管理する海岸管理者の属する地方公共団体の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

3 前項の規定により主務大臣が著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県の意見をきかなければならない。

*一項…一部改正（昭和三十五年三月法律一三号・四一年三月一〇号、平成五年三月八号）

※註：一・二項の「政令」Ⅱ《本法施行令》六・七、「負担金の納付」Ⅱ法二九、「市町村の分担金」Ⅱ法二八

(海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に要する費用の一部負担)

第二十七条 海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で政令で定めるものに要する費用は、政令で定めるところにより国がその一部を負担するものとする。

2 海岸管理者は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

3 主務大臣は、前項の承認をする場合には、第一項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額をこえない範囲内ではない。

※註 一 項前の「政令」Ⅱ《本法施行令》八、一 項後の「政令」Ⅱ令九、「国庫負担率の特例」Ⅱ令附則二・三・四、「市町村の分担金」Ⅱ法二八

(市町村の分担金)

第二十八条 前三条の規定により海岸管理者の属する地方公共団体が負担する費用のうち、都道府県である地方公共団体が負担し、かつ、その工事又は維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付)

第二十九条 主務大臣が海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行する場合には、まず全額国費をもつてこれを施行した後、海岸管理者の属する地方公共団体又は負担金を分担すべき他の都府県は、政令で定めるところにより第二十六条第一項又は第二項の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

*本条…一部改正(昭和三十五年三月法律一三号)

※委任…「政令」(「本法施行令」一〇条・一一条)

(兼用工作物の費用)

第三十条 海岸管理者の管理する海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該海岸保全施設の管理に要する費用の負担については、海岸管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(原因者負担金)

第三十一条 海岸管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、地すべり防止工事又は急傾斜地崩壊防止工事であるときは、当該海岸保全施設等に関する工事の費用については、河川法第六十八条、道路法第五十九条第一項及び第三項、地すべり等防止法第三十五条第一項及び第三項又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二十二条第一項の規定を適用する。

*二項…全部改正(昭和三十三年三月法律三〇号)、一部改正(昭和三十三年七月法律一六八号・四四年七月五七号)、一・二項…一部改正(平成十一年五月法律五四号)

(市町村の分担金)

第二十八条 前三条の規定により海岸管理者の属する地方公共団体が負担する費用のうち、都道府県である地方公共団体が負担し、かつ、その工事又は維持が当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付)

第二十九条 主務大臣が海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行する場合には、まず全額国費をもつてこれを施行した後、海岸管理者の属する地方公共団体又は負担金を分担すべき他の都府県は、政令で定めるところにより第二十六条第一項(主務大臣直轄工事に要する費用の負担)又は第二項(受益する他の都府県の費用分担)の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

*本条…一部改正(昭和三十五年三月法律一三号)

※註…「政令」(「令」一〇・一一)

(兼用工作物の費用)

第三十条 海岸管理者の管理する海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該海岸保全施設の管理に要する費用の負担については、海岸管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

※註…「兼用工作物の工事の施行」(「法」一五)

(原因者負担金)

第三十一条 海岸管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設等に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、地すべり防止工事又は急傾斜地崩壊防止工事であるときは、当該海岸保全施設等に関する工事の費用については、河川法第六十八条(附帯工事に要する費用)、道路法第五十九条第一項(附帯工事に要する費用の負担)及び第三項(附帯工事に要する費用の原因工事等費用負担者の負担)、地すべり等防止法第三十五条第一項(附帯工事に要する費用の負担)及び第三項(原因工事費用負担者の負担)が適用する。

(附帯工事に要する費用)

第三十二条 海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は当該海岸保全施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第七条第一項及び第八条第一項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第十条第二項の規定による協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事又は地すべり防止工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第六十七条、道路法第五十八条第一項、砂防法第十六条又は地すべり等防止法第三十四条第一項の規定を適用する。

3 海岸管理者は、第一項の海岸保全施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

*二項…全部改正（昭和三十三年三月法律三〇号）、一部改正（昭和三十三年七月法律一六八号）

(受益者負担金)

第三十三条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事によつて著しく利益を受ける者があ
る場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、海岸管理者の属する地方公共団体の条例で定める。

*三項…削除（昭和三十八年六月法律九九号）

担）又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二十二條第一項（附帯工事に要する費用の負担）の規定を適用する。

*二項…全部改正（昭和三十三年三月法律三〇号）、一部改正（昭和三十三年七月法律一六八号・四十四年七月五七号）

※註…「工事原因者の工事の施行」―法一六

(附帯工事に要する費用)

第三十二条 海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は当該海岸保全施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第七条第一項（海岸保全区域の占用の許可）及び第八条第一項（海岸保全区域における一定行為の許可）の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第十条第二項（国、国鉄又は地方公共団体等に係る許可の特例）の規定による協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその全部又は一部を負担するものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事又は地すべり防止工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第六十七条（原因者負担金）、道路法第五十八条第一項（原因者負担金）、砂防法第十六条（原因行為者の負担）又は地すべり等防止法第三十四条第一項（原因者負担金）の規定を適用する。

3 海岸管理者は、第一項の海岸保全施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

*二項…全部改正（昭和三十三年三月法律三〇号）、一部改正（昭和三十三年七月法律一六八号）

※註…「附帯工事の施行」―法一七

(受益者負担金)

第三十三条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設に関する工事によつて著しく利益を受ける者があ
る場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、海岸管理者の属する地方公共団体の条例で定める。

*三項…削除（昭和三十八年六月法律九九号）

(負担金の通知及び納入手続等)

第三十四条 第十二条及び前三条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

*本条…一部改正(平成一一年五月法律五四号)
※委任…「政令」(本法施行令) 一二条

(強制徴収)

第三十五条 第十一条の規定に基づく占用料及び土石採取料並びに第十二条第九項、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項及び第三十三条第一項の規定に基づく負担金(以下この条及び次条においてこれらを「負担金等」と総称する。)を納付しない者があるときは、海岸管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、海岸管理者は、主務省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、海岸管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

*三項…一部改正(昭和三四年四月法律一四八号)、二項…一部改正(昭和四五年四月法律一三三号)、一項…一部改正(平成一一年五月法律五四号)

※委任…二項の「主務省令」(本法施行規則) 九条

(収入の帰属)

第三十六条 負担金等及び前条第二項の延滞金は、当該海岸管理者の属する地方公共団体に帰属する。ただし、第五条第六項の規定により市町村長が行う海岸保全区域の管理に係るものは当該市町村長が統括する市町村に、主務大臣が第六条第一項の規定に基づき工事を施行する場合における第十二条第九項の規定に基づく負担金で主務大臣が負担させるものは国に帰属する。

*本条…一部改正(平成一一年五月法律五四号)

(義務履行のために要する費用)

第三十七条 この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

(負担金の通知及び納入手続等)

第三十四条 前三条の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

※註…「政令」(令) 一二

(強制徴収)

第三十五条 第十一条(占用料及び土石採取料)の規定に基づく占用料及び土石採取料並びに第三十条(兼用工作物の費用)、第三十一条第一項(原因者負担金)、第三十二条第三項(附帯工事に要する費用の原因者負担)及び第三十三条第一項(受益者負担金)の規定に基づく負担金(以下この条及び次条においてこれらを「負担金等」と総称する。)を納付しない者があるときは、海岸管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、海岸管理者は、主務省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、海岸管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わないときは、時効により消滅する。

*三項…一部改正(昭和三四年四月法律一四八号)、二項…一部改正(昭和四五年四月法律一三三号)

※註…二項の「主務省令」(規則九、「国税滞納処分の例」(国税通則法、国税徴収法

(収入の帰属)

第三十六条 負担金等及び前条第二項の延滞金は、当該海岸管理者の属する地方公共団体に帰属する。

※註…「負担金等」(法三五①)

(義務履行のために要する費用)

第三十七条 この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

第三章の二 海岸保全区域に関する管

理等の特例

*本章：追加（平成二年五月法律五四号）

（主務大臣による管理）

第三十七条の二 国土保全上極めて重要であり、かつ、地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸で政令で指定したものに係る海岸保全区域の管理は、第五条第一項から第四項までの規定にかかわらず、主務大臣が行うものとする。

2 主務大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定により指定された海岸に係る第三条の規定による海岸保全区域の指定又は廃止は、主務大臣が行うものとする。

4 第一項の海岸保全区域を管理するために要する費用は、第二十五条の規定にかかわらず、国が負担するものとする。

5 第一項の規定により主務大臣が海岸保全区域の管理を行う場合における第三条第四項、第三十二条第一項、第三十三条第二項及び第三十六条の規定の適用については、第三条第四項中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第三十二条第一項及び第三十六条中「当該海岸管理者の属する地方公共団体」とあるのは「国」と、第三十三条第二項中「海岸管理者の属する地方公共団体の条例」とあるのは「政令」とする。

*本条：追加（平成一年五月法律五四号）

※委任：一 項の「政令」Ⅱ（海岸法第三十七条の二第一項の海岸を指定する政令）

第三章の三 一般公共海岸区域に関する

管理及び費用

*本章：追加（平成二年五月法律五四号）

（管理）

第三十七条の三 一般公共海岸区域の管理は、当該一般公共海岸区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、海岸保全区域、港湾区域又は漁港区域（以下この条及び第四十条において「特定区域」という。）に接する一般公共海岸区域のうち、特定区域を管理する海岸管理者、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長（以下この条及び第四十条において「特定区域の管理者」という。）が管理することが適当であると認められ、かつ、都道府県知事と当該特定区域の管理者とが協議して定める区域については、当該特定区域の管理者がその管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、市町村の長は、都道府県知事（前項の規定により特定区域の管理者が管理する一般公共海岸区域にあつては、都道府県知事及び当該特定区域の管理者）との協議に基づき、当該市町村の区域に存する一般公共海岸区域の管理を行うことができる。

4 都道府県知事又は市町村長は、第二項の規定により協議して区域を定めるとき、又は前項の規定により協議して一般公共海岸区域の管理を行うときは、主務省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

5 第二項及び第三項に規定する協議は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

*本条…追加〔平成二十一年五月法律五四号〕

※委任…四項の「主務省令」Ⅱ《本法施行規則》一条の二第三項

（一般公共海岸区域の占用）

第三十七条の四 海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域（水面を除く。）内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

*本条…追加〔平成二十一年五月法律五四号〕

※委任…「主務省令」Ⅱ《本法施行規則》一一条

※罰則…《本法》四二条五号・四三条

（一般公共海岸区域における行為の制限）

第三十七条の五 一般公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りではない。

一 土石を採取すること。

二 水面において施設又は工作物を新設し、又は改築すること。

三 土地の掘削、盛土、切土その他海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定める行為をすること。

*本条…追加〔平成二十一年五月法律五四号〕

※委任…本文の「主務省令」Ⅱ《本法施行規則》一一条、ただし書の

「政令」Ⅱ同一二条の二、三号の「政令」Ⅱ同一二条の三

※罰則…《本法》四二条六号・四三条

第三十七条の六 何人も、一般公共海岸区域（第二号から第四号までにあつては、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 海岸管理者が管理する施設又は工作物を損傷し、又は汚損すること。

二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。

三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。

四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

2 海岸管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならぬ。これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

*本条…追加〔平成二十一年五月法律五四号〕

※委任…一項第四の「政令」 Ⅱ〔本法施行令〕一二条の四、二項の

「主務省令」 Ⅱ〔本法施行規則〕一一条

※罰則…一項関係 Ⅱ〔本法〕四二条七号・四三条

（経過措置）

第三十七条の七 一般公共海岸区域に新たに該当することとなつた際現に当該一般公共海岸区域内において権原に基づき施設又は工作物を設置（工事中の場合を含む。）している者は、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物の設置について第三十七条の四又は第三十七条の五の規定による許可を受けたものとみなす。一般公共海岸区域に新たに該当することとなつた際現に当該一般公共海岸区域内において権原に基づき同条第一号及び第三号に掲げる行為を行つてゐる者についても、同様とする。

*本条…追加〔平成二十一年五月法律五四号〕

（準用規定）

第三十七条の八 第十条第二項、第十一条から第十二条の二まで、第十六条、第十八条、第二十四条、第二十五条、第二十八条、第三十一条及び第三十四条から第三十七条までの規定は、一般公共海岸区域について準用する。この場合において、第十条第二項、第十一条並びに第十二条第一項及び第二項中「第七条第一項」とあるのは「第三十七条の四」と、第十条第二項並びに第十二条第一項及び第二項中「第八条第一項」とあるのは「第三十七条の五」と、第十一条中「第八条第一項第一号」とあるのは「第三十七条の五第一号」と、第十二条第一項中「第八条の二第一項第三号」とあるのは「第三十七条の六第一項第三号」と、「第八条の二第一項」とあるのは「第三十七条の六第一項」と、第二十四条中「海岸保全区域台帳」とあるのは「一般公共海岸区域台帳」と読み替えるものとする。

*本条…追加〔平成二十一年五月法律五四号〕

※罰則…〔本法〕四二条二号・四三条

第四章 雑則

(報告の徴収)

第三十八条 主務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事、市町村長及び海岸管理者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

*本条…一部改正〔平成一一年五月法律五四号〕

(許可等の条件)

第三十八条の二 海岸管理者は、この法律の規定による許可又は承認には、海岸の保全上必要な条件を付することができる。

2 前項の条件は、許可又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

*本条…追加〔平成一一年五月法律五四号〕

(審査請求)

第三十九条 海岸管理者がこの法律の規定によつてした処分（第四十条の四第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）について不服がある者は、主務大臣に対して審査請求をすることができる。

*一項…一部改正〔昭和三十三年三月法律三〇号〕、本条…全部改正〔昭和三十七年九月法律一六号〕、二項…一部改正〔昭和五三年七月法律八七号〕、一項…一部改正・二項…削除〔平成一一年七月法律八七号〕

第四章 雑則

(報告の徴収)

第三十八条 主務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県知事及び海岸管理者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

第三十九条 海岸管理者がこの法律の規定によつてした処分について不服がある者は、主務大臣に対して審査請求をすることができる。

2 都道府県知事が第二十二条第一項〔漁業権の取消、変更又は行使の停止〕の規定によつてした漁業権に関する処分についての審査請求は、農林水産大臣に対してするものとする。

*一項…一部改正〔昭和三十三年三月法律三〇号〕、本条…全部改正〔昭和三十七年九月法律一六号〕、二項…一部改正〔昭和五三年七月法律八七号〕

※註：「主務大臣」『法四〇①、「漁業権の取消等及び損失補償」』

法二二

(裁定の申請)

第三十九条の二 次に掲げる処分が不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

一 第七条第一項〔海岸保全区域の占用の許可〕若しくは第八条第一項〔海岸保全区域における行為の制限〕の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 第十二条第一項若しくは第二項〔監督処分〕の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

2 行政不服審査法第十八号〔誤つた教示をした場合の救済〕の規定は、前項各号の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。

*本条…追加〔昭和三十七年九月法律一六号〕、一項…一部改正〔昭和四十七年六月法律五二号〕

※註：「公害等調整委員会」『公害等調整委員会設置法「裁定申請の手続等」』「公害等調整委員会設置法」

(裁定の申請)

第三十九条の二 次に掲げる処分が不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

一 第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四若しくは第三十七条の五の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 第十二条第一項若しくは第二項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令
行政不服審査法第十八条の規定は、前項各号の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。

*本条…追加〔昭和三十七年九月法律一六号〕、一項…一部改正〔昭和四十七年六月法律五二号・平成一一年五月五四号〕

(主務大臣等)

第四十条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域に関する事項については、国土交通大臣

二 漁港区域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣

三 第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に国、都道府県、土地改良区その他の者が土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項の規定による土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するもの存する地域に係る海岸保全区域及び同法の規定により決定されている土地改良事業計画に基き海岸保全施設に該当するものを設置しようとする地域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣

四 第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に都道府県、市町村その他の者が農地の保全のため必要な事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するもの存する地域（前号に規定する地域を除く。）に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣及び国土交通大臣

五 一般公共海岸区域のうち、第三十七条の三第二項の規定により特定区域の管理者が管理するものに関する事項については、前各号の規定により特定区域に関する事項を所掌する大臣

六 前各号に掲げる海岸保全区域以外の海岸保全区域等に関する事項については、国土交通大臣

2 前項の規定にかかわらず、主務大臣を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の主務大臣がその管理を所掌することが適当であると認められるものについては、関係主務大臣が協議して別にその管理の所掌の方法を定めることができる。

3 前項の協議が成立したときは、関係主務大臣は、政令で定めるところにより、成立した協議の内容を公示するとともに、関係都道府県知事及び関係海岸管理者に通知しなければならない。

4 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

* 一項…一部改正（昭和五三年七月法律八七号・平成二年五月五四号）、一項…一部改正・四項…追加（平成一年二月法律一六〇号）

※委任…三項の「政令」Ⅱ（本法施行令）一三条

(主務大臣等)

第四十条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 港湾区域、港湾隣接地域及び公告水域に係る海岸保全区域に関する事項については、運輸大臣

二 漁港区域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣

三 第三条（海岸保全区域の指定）の規定による海岸保全区域の指定の際現に国、都道府県、土地改良区その他の者が土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項（土地改良事業の定義）の規定による土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するもの存する地域に係る海岸保全区域及び同法の規定により決定されている土地改良事業計画に基き海岸保全施設に該当するものを設置しようとする地域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣

四 第三条の規定による海岸保全区域の指定の際現に都道府県、市町村その他の者が農地の保全のため必要な事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するもの存する地域（前号に規定する地域を除く。）に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣及び建設大臣

五 前各号に掲げる海岸保全区域以外の海岸保全区域に関する事項については、建設大臣

2 前項の規定にかかわらず、主務大臣を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の主務大臣がその管理を所掌することが適当であると認められるものについては、関係主務大臣が協議して別にその管理の所掌の方法を定めることができる。

3 前項の協議が成立したときは、関係主務大臣は、政令で定めるところにより、成立した協議の内容を公示するとともに、関係都道府県知事及び関係海岸管理者に通知しなければならない。

* 一項…一部改正（昭和五三年七月法律八七号）
※註…二項の「定め」、三項の「公示」Ⅱ海岸法第四十条の規定による管理の所掌方法等、三項の「政令」Ⅱ令一三、「国庫負担率の特例」Ⅱ法附則二

（権限の委任）

第四十条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

＊本条：追加〔昭和四五年六月法律一一一号〕

※委任：「政令」Ⅱ〔本法施行令〕一四条

（国有財産の無償貸付け）

第四十条の三 国の所有する公共海岸の土地は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条の規定にかかわらず、当該土地の存する海岸保全区域等を管理する海岸管理者の属する地方公共団体に無償で貸し付けられたものとみなす。

＊本条：追加〔平成一一一年七月法律八七号〕

（事務の区分）

第四十条の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において単に「第一号法定受託事務」という。）とする。

一 第二条第一項及び第二項、第二条の三、第三条第一項、第二項及び第四項、第四条第一項、第五条第一項から第五項まで、第七項及び第八項、第十三条、第十五条、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項、同条第八項において準用する第十二条の二第二項及び第三項、第十九条第一項、第三項及び第四項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項、第十二条第二項、同条第三項において準用する漁業法第三十九条第七項から第十五項まで、第二十四条第一項及び第二項、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条第一項、第三十五条第一項及び第三項並びに第三十八条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第五条第一項から第五項まで、第十五条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項、同条第八項において準用する第十二条の二第二項及び第三項、第二十条第一項及び第二項、第三十条、第三十一条第一項、第三十五条第一項及び第三項並びに第三十八条に規定する事務にあつては、海岸保全施設に関する工事に係るものに限る。）

（権限の委任）

第四十条の二 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

＊本条：追加〔昭和四五年六月法律一一一号〕

※註：「政令」Ⅱ令一四

二 第二条第一項、第二条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第五条第二項から第五項まで、第十三条、第十五条、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項、同条第八項において準用する第十二条の二第二項及び第三項、第十九条第一項、第三項及び第四項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第十二条の二第二項及び第三項、第二十二条第二項、同条第三項において準用する漁業法第三十九条第七項から第十五項まで、第二十四条第一項及び第二項、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条第一項、第三十五条第一項及び第三項並びに第三十八条の規定により市町村が処理することとされている事務（第五条第二項から第五項まで、第十五条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二項、第四項、第五項及び第七項、同条第八項において準用する第十二条の二第二項及び第三項、第二十条第一項及び第二項、第三十条、第三十一条第一項、第三十五条第一項及び第三項並びに第三十八条に規定する事務にあつては、海岸保全施設に関する工事に係るものに限る。）

2 他の法律及びこれに基づく政令の規定により、前項に規定する事務に関して都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

*本条…追加（平成二十一年七月法律八七号）

（経過措置）

第四十条の五 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

*本条…追加（平成二十一年五月法律五四号）、旧四〇条の三…繰下（平成二十一年七月法律八七号）

第五章 罰則

(罰則)

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して海岸保全区域を占用した者

二 第八条第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者

三 第八条の二第一項の規定に違反して海岸管理者が管理する海岸保全施設を損傷し、又は汚損した者

*本条…一部改正〔平成一一年五月法律五四号〕

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の二第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者（前条第三号に掲げる者を除く。）

二 第十八条第六項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定に違反して土地若しくは水面の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

三 第二十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第二十条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第三十七条の四の規定に違反して一般公共海岸区域を占用した者

六 第三十七条の五の規定に違反して同条各号の一に該当する行為をした者

七 第三十七条の六第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者

*本条…一部改正〔平成一一年五月法律五四号〕

(両罰規定)

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
〔昭和三一・一一・一〇施行—昭和三一政三三一〕

附 則 (平成二四・二・八法律二) (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第五章 罰則

(罰則)

第四十一条 第七条第一項〔海岸保全区域の占用の許可〕又は第八条第一項〔海岸保全区域における行為の許可〕の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第六項〔立入又は一時使用に応ずる義務〕の規定に違反して土地若しくは水面の立入若しくは一時使用を拒み、又は妨げた者

二 第二十条第一項〔海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告等の提出要求及び当該施設の立入検査〕の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。